

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加える。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。